

新型コロナウイルス感染症対策について（第四十九号）

～マスク着用の考え方の見直しについて～

令和5年3月11日
天理市
天理市教育委員会

当市ではこれまで、市施設を利用する際、一律にマスクの着用をお願いしてまいりましたが、本年2月10日付けの政府新型コロナウイルス感染症対策本部決定（以下、「政府対策本部決定」という。）のとおり、3月13日以降は、原則としてマスクの着用については市民の皆様個々の判断に委ねることとします。

ただし、高齢者等重症化リスクの高い方への感染を防ぐために効果的な場面では、マスクの着用が推奨されていることに鑑み、一部の施設利用時には、引き続き着用をお願いいたします。

記

1 マスクの着用について（3月13日から適用）

(1) マスクの着用が効果的な場面（政府対策本部決定から抜粋）

ア 医療機関受診時

イ 高齢者等重症化リスクが高い者が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等への訪問時

ウ 通勤ラッシュ時等混雑した電車やバスに乗車する時

(2) 市施設利用時のマスクの着用

原則として、マスクの着用は、施設の利用者が個々で判断してください。

ただし、以下の施設については、上記(1)を勘案し、マスク着用にご協力をお願いします。

・休日応急診療所

・地域包括ケア広場（まちかど相談室、メディカルセンター内）

・障害者ふれあいセンター

(3) 市職員の対応

原則として、市民応接の際はマスクを着用、その他の場面では職員個々の判断で着脱することとします。

2 市施設の利用について（3月13日から適用）

(1) 施設の利用に係る原則

市の施設の利用に係る原則については、以下のとおりとします。

※ 従来の方針（令和5年2月15日付「新型コロナウイルス感染症対策について（第四十八号）」）からマスク着用に関連する部分についての変更

ア 利用人数の上限

収容定員の100%

※ 収容定員について、会議室等定員の明確ではない場所においては、人と人が触れ合わない程度の間隔を保持できる人数とする。

イ 飲食制限

以下の対策を実施した上で飲食を可能とする。

(ア) 基本的な感染対策

三つの密の回避、人と人との距離の確保、手洗い・手指の消毒、換気等

(イ) 飲食時の感染対策（上記アの対策に併せて）

飲食専用場所の設定

ウ 感染防止策の遵守

施設の利用に当たっては、別紙の基本的感染防止策を遵守することについて同意（書面）を得た場合に許可するものとする。

なお、別紙の基本的対策に加え、施設ごとに遵守すべき対策を定めることも可とし、その場合は、当該施設が別に定める書面により同意を得るものとする。

(2) 施設ごとの開館状況等

施設ごとの開館状況、利用基準等は、「市施設の開館状況一覧表」をご確認ください。

3 市民の皆さまへのお願い

下記の点について、皆様のご理解とご協力を願いいたします。

- (1) 感染再拡大防止のため、マスク着用の考え方の見直し後でも、基本的な感染対策（三つの密の回避、人と人との距離の確保、手洗い・手指の消毒、換気等）を継続しましょう。
- (2) 政府対策本部決定のとおり、マスクの着用については、個人の判断に委ねられることとなりましたが、個人の主体的な判断が尊重され、本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、ご配慮をお願いします。

以上

別紙

遵守すべき基本的感染防止策（各施設共通事項）兼同意書

- 1 利用人数を守ること。
- 2 発熱（体温が37.5度以上がある状態）、咳等の症状がある場合は利用を控える。また、利用前に代表者、主催者等により、利用者に対して検温を行うこと。
- 3 施設利用前後に手指の消毒を行うこと
- 4 施設内（屋内）で飲食する場合は、以下の方法により感染防止対策をとること。
 - (1) 可能な限り、同一方向を向いて食事すること。
 - (2) 同一方向を向くことが困難な場合には、パーテイション等を活用すること。
- 5 人と人が触れ合わない程度の間隔を厳守すること。
- 6 屋内施設については、原則として常時、部屋の換気を行うこと。
常時換気ができない場合は、定期的（30分に1回（5分）以上）に換気を行うこと。
- 7 代表者は、利用者全員の連絡先を把握しておくこと（屋外イベント等で不特定多数の利用が見込まれる場合は、利用人数を守ることを前提とし、不要とする。）。
- 8 その他、施設管理者の指示に従うこと。
- 9 上記1～8の対策について、遵守されない場合は、利用を中断する場合があること。

上記の感染防止対策について理解し、遵守したうえで施設を利用します。

令和　年　月　日

利用者（団体）名	
代表者(担当者)名 及 び 連 絡 先	